

調達契約における「1者応札・1者応募」に係る改善方策について

平成26年4月

独立行政法人地域医療機能推進機構

当機構では、調達契約について、随意契約見直し計画に沿って、従来競争性のない随意契約を行ってきたものについて、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等の競争性の高い契約方式に速やかに移行することとしている。

しかしながら、一般競争入札等を実施した結果、1者応札、1者応募となっている事例が散見される現状を踏まえ、競争性のより一層の確保のため、以下のとおり改善方策を定めて取り組むこととする。

○公告に関する事項

- ・公告は、公告情報から事業規模等が容易に推測できるよう可能な限り詳細に記載する。
- ・公告は、全てホームページへの掲載を行うほか、参入が予想される業者に広くPRを行うなど周知に努める。
- ・公告期間は、可能な限り土日祝日を除いて10日間以上を確保する。

○資格要件に関する事項

- ・資格要件は、官公庁や当機構の業務実績を設定する等、不当に競争参加者を制限する要件を設定しない。

○仕様等に関する事項

- ・仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく書き、特定の者が有利となる仕様にしない。
- ・発注単位は、発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位となるよう配慮する。

○参加者への配慮に関する事項

- ・契約相手方の金銭的負担となる契約は、契約期間や契約金額を勘案し部分払を活用するなど配慮する。
- ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は、可能な限り十分な期間を設けるなど履行しやすくなるよう配慮する。